

2023年8月24日

JRS経営情報サービス会員 各位

株式会社経営ソフトリサーチ

## インボイス対応および適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

2023年10月1日から消費税の適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、登録番号が記載された適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、弊社のインボイス制度への対応についてお知らせいたします。

### 1. 弊社の適格請求書発行事業者登録情報

登録番号 : T3-0100-0101-9242  
氏名または名称 : 株式会社経営ソフトリサーチ  
フリガナ : ケイエイソフトリサーチ  
登録年月日 : 2023年10月1日

### 2. 請求書を発行していないお客様への対応

契約書に基づき代金決済が行われる場合は、本文面及び契約書、並びに銀行が発行した振込金受取書を保存することで適格請求書の保存があったものとされます。(※国税庁 令和5年4月改定「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」問93参照)

このため、弊社では以下の書類をもって適格請求書とさせていただきます。  
お支払いいただく都度、書類の発行はいたしませんので、ご了承ください。

- ① 適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ(本文面)
- ② 「JRS経営情報サービス入会申込書(お客様控)」※裏面の会員規約を含む
- ③ 金融機関への振込金受取書や通帳等で支払いの事実が分かるもの

※備考: 適格請求書の記載事項: 年会費18,000円+消費税1,800円(税率10%)

### 3. 請求書を発行しているお客様への対応

2023年10月から適格請求書の要件を満たすものを発行いたします。

---

なお、本文面は2023年4月にお送りした「JRS-INDEX 2023年度版」にも同封しております。

○本件に関するお問い合わせ先

株式会社経営ソフトリサーチ レファレンス事業部(担当:永藤)

TEL : 03-4218-0062